

➤ 児童扶養手当法の改正

- ① ひとり親家庭の利便性の向上及び家計の安定を図るため、児童扶養手当の支払回数を、年3回（4月、8月、12月）から年6回（1月、3月、5月、7月、9月、11月）とする。（平31.9.1施行）
- ② 支払回数増に伴う地方自治体の手当額改定時の事務処理期間を考慮し、所得による支給制限の適用期間について、「8月から翌年7月まで」を「11月から翌年10月まで」とする。（平30.10.1施行）



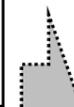
➤ 今回の条例改正

受給資格について、児童扶養手当の所得による支給制限を準用していることから、児童扶養手当において前々年の所得による支給制限の適用期間の終了月が7月から10月になったことに伴い、条例中の「7月」を「10月」に改める。（公布日施行）

児童扶養手当の概要

- … ▶ 離婚によるひとり親世帯等、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当
- ▶ 手当の額は、月額42,500円（平成30年度）。児童の数に応じて、第2子については10,040円、第3子以降については6,020円の加算額が支給される。

児童扶養手当法	
改正前	<p>（支給期間及び支払期月）</p> <p>第7条 （1・2略）</p> <p>3 手当は、毎年4月、8月及び12月の3期に、それぞれの前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであった手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の手当は、その支払期月でない月であっても、支払うものとする。</p> <p>（支給の制限）</p> <p>第9条 手当は、受給資格者（第4条第1項第1号ロ又はニに該当し、かつ、母がない児童、同項第2号ロ又はニに該当し、かつ、父がない児童その他政令で定める児童の養育者を除く。以下この項において同じ。）の前年の所得が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該受給資格者の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の8月から翌年の7月までは、政令の定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。（2略）</p> <p>第12条 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法に規定する同一生計配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は政令で定めるその他の財産につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者（以下「被災者」という。）がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の7月までの手当については、その損害を受けた年の前年又は前々年における当該被災者の所得に関しては、第9条から前条までの規定を適用しない。（2略）</p>
	<p>（支給期間及び支払期月）</p> <p>第7条 （1・2略）</p> <p>3 手当は、毎年1月、3月、5月、7月、9月及び11月の6期に、それぞれの前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであった手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の手当は、その支払期月でない月であっても、支払うものとする。</p> <p>（支給の制限）</p> <p>第9条 手当は、受給資格者（第4条第1項第1号ロ又はニに該当し、かつ、母がない児童、同項第2号ロ又はニに該当し、かつ、父がない児童その他政令で定める児童の養育者を除く。以下この項において同じ。）の前年の所得が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該受給資格者の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の11月から翌年の10月までは、政令の定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。（2略）</p> <p>第12条 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法に規定する同一生計配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は政令で定めるその他の財産につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者（以下「被災者」という。）がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の10月までの手当については、その損害を受けた年の前年又は前々年における当該被災者の所得に関しては、第9条から前条までの規定を適用しない。（2略）</p>



長久手市母子・父子家庭医療費支給条例	
改正前	<p>（受給資格者）</p> <p>第2条 （1略）</p> <p>2 前項及び次条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、受給資格者としない。</p> <p>(1) 母子家庭の母及び父子家庭の父（以下「母子家庭の母等」という。）で前年（1月から7月までの間にあっては前前年）の所得が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに母子家庭の母等が前年（1月から7月までの間にあっては前前年）の12月31日において生計を維持していた扶養親族等でない18歳未満の者（母子家庭の母等が同日において生計を維持していた20歳未満の者で児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「政令」という。）別表第1に定める程度の障害の状態にあるものを含む。）の有無及び数に応じて政令第2条の4第2項に定める額以上であるもの並びにその者に現に扶養されている児童（2）～（7）略</p> <p>3 前項第1号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当に係る所得の範囲及びその額の計算方法の例による。</p>
	<p>（受給資格者）</p> <p>第2条 （1略）</p> <p>2 前項及び次条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、受給資格者としない。</p> <p>(1) 母子家庭の母及び父子家庭の父（以下「母子家庭の母等」という。）で前年（1月から10月までの間にあっては前前年）の所得が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに母子家庭の母等が前年（1月から10月までの間にあっては前前年）の12月31日において生計を維持していた扶養親族等でない18歳未満の者（母子家庭の母等が同日において生計を維持していた20歳未満の者で児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「政令」という。）別表第1に定める程度の障害の状態にあるものを含む。）の有無及び数に応じて政令第2条の4第2項に定める額以上であるもの並びにその者に現に扶養されている児童（2）～（7）略</p> <p>3 （略）</p>